

毎週火、金曜日発行(但休日に当る)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物

(認印)

# 鳥取県公報

三条の規定により告示する。

昭和三十八年一月十八日

鳥取県知事 石破二朗

指定年月日 名 称 所 在 地 診 療 開設者名  
昭和三十七年九月九日 歯科医院 鳥取県西伯郡会見町天万六丸四 歯科 潮陽三

鳥取県知事 石破二朗

名 称 所 在 地 診 療 開設者名

昭和三十七年九月九日 歯科医院 鳥取県西伯郡会見町天万六丸四 歯科 潮陽三

◇告示 医療機関の指定

医療機関の廃止の届出

土地改良事業の認可

土地改良事業計画書の写の縦覽

土地改良区の定款変更の認可

土地改良事業選挙の候補者の選挙運動に關してなされた寄附等の報告書の要旨

◇選管告示 鳥取県知事選挙の候補者の選挙運動に關してなされた寄附等の報告書の要旨

◇教委告示 臨時教育委員会の招集

## 告 示

鳥取県告示第十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第四十

指定期間

名 称 所 在 地 診 療 開設者名

石破二朗

昭和三十八年一月十八日

日野郡江府町大字廉武四四六ノ内小兒科

生田正治

生活保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第四十九条の規定による医療機関を次のように指定したので、

同法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十

指定期間

名 称 所 在 地 診 療 開設者名

生田医院

石破二朗

昭和三十八年一月一日

昭和三十七年 横口 東伯郡羽合町田  
八月一日 歯科医院 後字長砂三〇四 歯科 横口 亨

用する同法第十条の規定により、昭和三十八年一月十八日認可した。

### 昭和三十八年一月十八日 鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第十五号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定により、指定医療機関から次

のとおり廃止の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和三十八年一月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称 所 在 地 診療 科名 廃止理由 年 月 日  
石破 二 朗  
東伯郡羽合町田 歯科 新医院開設のため 昭和三十七年七月三十一日

鳥取県告示第十六号

今在家土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良事業（区画整理）は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第四十八条第三項において準

昭和三十八年一月十八日から二十日間とする。

一 縦覧期間

昭和三十八年一月十八日から二十日間とする。

二 縦覧場所

岩美郡福部村大字

湯山土地改良区事務所

00842

(第3種郵便物) 2  
昭和三十八年一月十八日 鳥取県公報 第3394号 認

昭和三十八年一月十八日 鳥取県公報 第3394号 認

00813  
(第3種郵便物)  
認

昭和三十八年一月十八日 鳥取県公報 第3394号 認

昭和三十八年一月十八日 鳥取県公報 第3394号 認

### 三 異議の申出

利害関係人においてこの決定に對し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第三十一条第二項の規定により、湯山土地改良区の定款変更を、

昭和三十八年一月十八日認可した。

昭和三十八年一月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

公職の候補者の選舉運動に関する收支報告書要旨

公職選舉法（昭和二十五年法律第二百号）第一百八十九条

第一項の規定により提出された昭和三十七年十一月二十五日執行の鳥取県知事選舉の候補者の選舉運動に関するなされた寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨は、次のとおりである。

昭和三十八年一月十八日

鳥取県選舉管理委員会委員長 福光 正義

1 選舉の種類 昭和三十七年11月25日執行 鳥取県知事選舉  
2 - 期 間 10月15日から 12月21日まで 第1回分

3 公職選舉法の規定による選舉運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選舉運動費用額) 2,555,600円

(第3種郵便物)  
印譜

00844

昭和38年1月18日 金曜日 鳥取県 聖蹟 53394 司報公報県取鳥日曜

## 4 報告書の要旨

候補者氏名	石尾 実	所属党派	日本共産党	出納責任者氏名	山崎 登
収入		支出		費	
主たる寄付	(氏名) 博南	(職業) 商業	(寄付額) 58,500円	人件費	51,000円
その他の寄付	河毛市治	会社社長	30,000	家屋費	10,900
その他の収入	鈴木範	団体役員	30,000	選挙事務所費	5,000
	68件		195,400	集合会場費	5,900
			0	通信費	19,853
				交通費	1,370
				印刷費	50,300
今回計				広文具費	31,300
前回計				休憩費	2,650
総計				雜費	0
				15,577	
今回計			333,900	183,050	
前回計			—	—	
総計			333,900	183,050	

00845

(第3種郵便物)  
印譜

第3394号

昭和38年1月18日 金曜日 鳥取県 聖蹟 53394 司報公報県取鳥日曜

報告書受理年月日 昭和37年12月10日 第1回分

候補者氏名	石破二郎	所属党派	無	所屬	出納責任者氏名	下田 喬次治
収入		支出				
主たる寄付	(氏名) 自由民主党	(職業) 0件	(寄付額) 1,000,000円	人件費	191,400円	
その他の寄付			0	家屋費	78,260	
その他収入			200,000	選挙事務所費	64,250	
				集合会場費	13,500	
				通信費	46,953	
				信通印刷費	221,860	
				廣告費	73,500	
				食事費	49,300	
				休憩費	21,937	
今回計			1,200,000	泊雜費	121,782	
					46,215	
					33,875	
今回計					885,082	

前回計	1,200,000	前回計	885,082
総計		総計	

報告書受理年月日 昭和37年12月10日 第1回分

### 教育委員会告示

#### 鳥取県教育委員会告示第五号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十八年一月十八日

鳥取県教育委員会委員長 荻原治郎

一日時 昭和三十八年一月二十一日 午前十一時

二場所 鳥取市東町 鳥取県教育委員会 教育委員室

#### 三議題

1 市町村教育長の承認について

2 昭和三十八年度教職員定数について

3 その他

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目  
発行所 鳥取県鳥取市栗谷町  
(記録一部 円額 150円(配達料共))

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火 金